

屋外広告物に関するお願い

北海道では、良好な景観の形成と風致の維持、人々への危害の防止のため、「北海道屋外広告物条例」を制定し屋外広告物に関する必要な規制を行っています。

ルールを守って美しい広告景観を形成するため、皆様の御協力をお願いします。

1 屋外広告物の許可について

屋外広告物を表示する場合は、北海道屋外広告物条例に基づき北海道知事の許可が必要となります。

許可地域	都市計画区域の都市地域や自然公園等の自然地域、道路や鉄道から展望できる地域等を第1種～第6種許可地域に分類し、許可基準を定めています。
禁止地域	国立公園等の特別地域や高速自動車道路から展望できる地域、各市等の第1種低層住居専用地域等を第1種及び第2種禁止地域として、原則、広告物を掲出できない地域としています。
適用除外	他法令（公職選挙法、道路交通法等）の規定により表示するものや一定の基準を満たす自家用広告物等は、条例の規制が適用されないこととなっております。
申請先	各（総合）振興局建設指導課 〔一部の市町村には許可等に関する事務を権限移譲しており、その場合は当該市町村〕
許可申請手数料・許可期間	広告物の種類や照明の有無により異なります。
その他	札幌市、旭川市、函館市及び小樽市の区域並びに北広島市の一部の区域においては、独自の屋外広告物条例を定められており、それぞれの基準の適用されます。

2 屋外広告業の登録について

北海道内で屋外広告業を営む場合は、北海道屋外広告物条例に基づき北海道知事の登録が必要です。

【屋外広告業者とは】

広告主等から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

この場合、屋外広告物の表示等に関する工事を請け負わないような広告代理業は該当しませんが、建築工事や土木工事と併せて屋外広告物の表示・設置を行う場合は該当となります。

申請先	各（総合）振興局建設指導課 〔札幌市、旭川市及び函館市内において屋外広告業を営む場合は、それぞれの市での登録が必要です。〕
登録申請手数料及び有効期間	手数料 10,000円 有効期間 5年
その他	登録には業務主任者の登録が必要です。

※ 詳細については、北海道建設部まちづくり局都市計画課のホームページをご覧ください。
くか、各（総合）振興局建設指導課にお問い合わせください。

【URL】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/a0006/b0002/>